

所 属	農林商工部農林水産局 園芸特産振興室		
担当(係)名	花きグループ	内 線	2 8 6 3

(款) 6 農林水産業費	(項) 1 農業費	(目) (16) 園芸特産物対策費
(明細書事業名) 花き振興対策費 園芸福祉実践サポーター育成事業		

1 当初予算(要求)額(千円)

1,530

2 当初予算(決定)額(千円)

1,530	【財源内訳】	国 庫	県 債	一般財源
(前年度 1,700)		0	0	1,530

3 事業概要

心身に障害のある人のリハビリテーションや高齢者の生活機能維持の手法として、欧米で進められている「園芸療法」を、県内の医療・福祉の現場で活用するため、園芸の専門的知識・技術を持ちボランティアとして県内の医療・福祉施設等で、作物栽培などの園芸活動の指導や支援を行う「園芸福祉サポーター」の育成を進めます。

4 施策の効果

- ・健康、福祉などへの園芸の普及分野が拡大され、新たな花き需要が図られます。
- ・県内の医療・福祉施設等において園芸福祉活動を行う施設職員等をサポートできる人材の養成により、一層の園芸福祉の実践が推進されます。

5 要求の内容

- ・園芸福祉協議会を設置、運営し、人材の養成と活用のための体制整備
- ・医療・福祉の現場で、園芸福祉活動をサポートできる人材を養成する講座の開設、受講修了者を「園芸福祉サポーター」として認定

6 用語の解説

園芸福祉：

何らかのハンディキャップを持つ人だけでなく、健常者も含めたすべての人の福祉、すなわち心身の癒し、健康回復や維持・増進、生活の質の向上などを図るために、植物及び園芸を活用すること

園芸療法：

医療や福祉の現場での専門的に行われるプログラムの中で、治療やリハビリテーションを目的に、植物及び園芸を活用すること